

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ

非課税通勤費に関する改正についてのご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

所得税法施行令の一部改正により、通勤手当の非課税限度額が令和7年11月20日より引き上げられました。

つきましては、改正の概要やかんたんクラウド給与における運用手順等を下記のとおりご案内申し上げます。

【ご案内の内容】

1. 通勤手当の非課税限度額引き上げに関する改正の概要
2. システムの運用手順について
3. 今後のシステム対応について

1. 通勤手当の非課税限度額引き上げに関する改正の概要

次のとおり、自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が改正されました。（令和7年11月19日公布、11月20日施行）。

通勤距離の片道	改正前	改正後	差額
2Km未満	0	0	0
2Km以上～10Km未満	4,200円	4,200円	0
10Km以上～15Km未満	7,100円	7,300円	200円
15Km以上～25Km未満	12,900円	13,500円	600円
25Km以上～35Km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35Km以上～45Km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45Km以上～55Km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55Km以上	31,600円	38,700円	7,100円

※令和7年4月1日以後の給与支給にさかのばって差額を算出の上、年末調整にて精算することになります。

※車両通勤が関係しない交通機関のみによる通勤手当の変更はありません。

- 詳細は国税庁ホームページの「通勤手当の非課税限度額の改正について」等をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>)

- ・「通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/pdf/03.pdf>)

2. システムの運用手順について

令和7年11月20日施行となりましたが、かんたんクラウド給与の令和7年分の年末調整対応版は令和7年11月3日にご提供済みです。よって、システムによる対象者の自動判定や差額の自動計算は行われません。このため、4月以降の支給済みの給与について差額を算出の上、年末調整にて精算する運用となります。
※本来は11月20日支給以後の給与から今回の非課税限度額が適用されますが、11月も従来の非課税限度額で支給された想定での説明となります。（12月支給から新非課税限度額を適用する想定）

① 該当社員の確認

『社員登録』の「社員情報登録リスト」にて、「交通区分」が「交通用具使用（片道10～15Km未満）」～「交通用具使用（片道55Km以上）」に該当する社員を確認します。

社員情報登録リスト									
社員コード	000001	フリガナ	トヨタ 一郎	郵便番号	100-0001				
部署コード	01001	氏名	東京 一郎	住所上段	東京都千代田区				
部署	総務部総務課	個人番号		住所下段	千代田				
		電話番号	0258-00-0001						
【 基本情報 】		【 通勤費 】			【 銀行振込 】			【 住民税 】	
性別	男性	交通区分	交通用具使用（片道25～35Km未満）	【 通勤手当1 】	【給与振込】	振込先	銀行口座1	住民税納付先	住民税納付先
生年月日	S57/4/1	支給方法	給与	【通勤手当2】	【支給1】	内訳	全額	給与支払報告書提出	給与支払報告書提出
入社年月日	H5/4/1	支給単位	1ヶ月	【通勤手当3】	金額	依頼先銀行口座	A銀行新宿支店口座	【住民税月割】	【住民税月割】
役職名		支給月	毎月（固定）	0	依頼先銀行口座	振込先	銀行口座1	6月（初回）	6月（初回）
法人の役員等	該当しない	支給額	20,000	【支給2】	内訳	内訳	全額	7月	7月
在職区分	在職			【支給3】	金額	依頼先銀行口座	振込先	8月	8月
退職年月日				【支給4】	依頼先銀行口座	内訳	全額	9月	9月
支払形態	月給制			振込先	振込先	内訳	全額	10月	10月
税額表	甲欄			内訳	内訳	金額	依頼先銀行口座	11月	11月
給与計算	必要			依頼先銀行口座	振込先	内訳	全額	12月	12月
賞与計算	必要			振込先	内訳	金額	依頼先銀行口座	1月	1月
年調整計算	必要			内訳	内訳	依頼先銀行口座	振込先	2月	2月
給与種別	給与・賞与			依頼先銀行口座	内訳	内訳	内訳	3月	3月
【EdgeTracker】				振込先	金額	依頼先銀行口座	内訳	4月	4月
【給与明細参照】				内訳	依頼先銀行口座	振込先	内訳	5月	5月
マスター送信	対象			依頼先銀行口座	内訳	内訳	内訳		
給与明細書	対象			振込先	内訳	内訳	内訳		
賞与明細書	対象								
【 口座情報 】									

② 差額の確認

『賃金台帳』にて金額を確認します。

賃金台帳											
令和7年			性別：男性			部署：01001			総務部総務課		
給与 1月	給与 2月	給与 3月	給与 4月	給与 5月	給与 6月	給与 7月	給与 8月	給与 9月	給与 10月	給与 11月	※※合計※※
賃金計算期間	12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2/28	3/1～3/31	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31
出勤日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
出勤時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
普通時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休深時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
有休日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	4,235,000
普通残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休深残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遅早控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠勤控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(課)通勤費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	14,300
手当1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手当2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税法上支給額	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	386,300	4,249,300
(非)通勤費	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	205,700

※「(課)通勤費」の金額が0円の場合は、該当しません。

※事前に「登録>明細書設定」にて、以下の項目の出力設定をしてください。

「(課)通勤費」「(非)通勤費」

※「(課)通勤費」「(非)通勤費」は、「(課)現物通勤」「(非)現物通勤」の金額を含んだ合計額となります。

③ 差額の算出方法

以下の表で非課税通勤費の差額または「(課)通勤費」のどちらか小さい金額がひと月あたりの差額になりますので、そこに4月支給～11月支給までの8ヶ月分を掛けて差額合計を算出します。

非課税通勤費	通勤距離の片道	ひと月あたりの差額
0	2Km 未満	0 (非該当)
4,200 円	2Km 以上～10Km 未満	0 (非該当)
7,300 円	10 Km 以上～15Km 未満	200 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額
13,500 円	15 Km 以上～25Km 未満	600 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額
19,700 円	25 Km 以上～35Km 未満	1,000 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額
25,900 円	35 Km 以上～45Km 未満	1,500 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額
32,300 円	45 Km 以上～55Km 未満	4,300 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額
38,700 円	55 Km 以上	7,100 円または「(課)通勤費」の小さい方の金額

< (例) 通勤距離が「25Km 以上～35Km 未満」で毎月の通勤費支給額が 20,000 円の場合>

通勤距離「25Km 以上～35Km 未満」の差額「1,000 円」と「(課)通勤費」の「1,300 円」を比較します。

⇒ 差額の方が小さいため、ひと月あたりの差額は「1,000 円」で、8ヶ月分を掛けて算出します。

ひと月あたりの差額	月数	差額の合計
1,000 円	8	8,000 円

※以降の手順④～⑤は、かんたんクラウド給与 Plus で年末調整を行う場合の手順となります。

④ 差額の入力

③で計算された「差額」を『年調データ入力』で「調整欄」に入力します。入力する場合は、マイナス金額で入力する必要があります。



年調データ入力

社員選択 000001 東京 一郎 年調計算を行う

新生命保険料の金額	0	付養
旧生命保険料の金額	0	扶養 3 人
介護医療保険料の金額	0	給料・手当等
新個人年金保険料の金額	0	賃与等
旧個人年金保険料の金額	0	前職等
生命保険料の控除額		調整欄 -8,000
		合計 -8,000
		給与所得控除後の給与等の金額

税法上支給額から控除するため、マイナス金額で入力します

⑤ 帳票での確認

その他の年末調整に関わるデータを入力・確認した上で年調計算を行うことにより、『年調データ入力』の「源泉徴収簿」で入力した差額および年調計算の結果が確認できます。

「調整欄」に入力した金額が「給料手当等」から控除され、年末調整で精算されます。

※『源泉徴収簿』の余白への「非課税となる通勤手当」の出力については、1ページ目の「通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A」のQ11に省略しても差し支えない旨の記載がありますので、システムでの対応は行いません。

- ◆ かんたんクラウド給与 Basicには年末調整の機能がありませんので、かんたんクラウド給与 Basicをご利用されている場合は、お客様ごとの年末調整のしかたに沿って④～⑤に該当する対応を行ってください。
 - ◆ 「③差額の確認方法」で支給額が異なる月がある場合は、引っ越しなどで通勤費の支給額が変更されたことになります。システムで過去月の履歴情報は保持していませんので、会社に保管されている資料等にてご確認ください。

3. 今後のシステムの対応について

今回改正された「10 Km 以上～15Km 未満」～「55 Km 以上」までの非課税通勤費の計算の設定は、
2025年12月にリリース予定のかんたんクラウド Ver3.15.0000 にて対応予定です。
リリース後に、以下の運用手順を行っていただくことにより、改正後の非課税限度額が反映されます。

① 非課税限度額の変更

『給与明細書入力』の明細書作成時に、「明細書作成ダイアログ」で「非課税限度額」を「H28年1月1日以後適用」から「R7年4月1日以後適用」に変更して、明細書を作成します。



明細書作成

給与 12月を開始します。

明細書情報

月度 R 07/12 賃金計算期間 R 07/11/01 ~ R 07/11/30

支給日 R 07/12/25 当月所定日数 20.00 当月所定時間

計算情報

月額表 R2年1月以降分 非課税限度額 H28年1月1日以後適用

社員保険情報

今日給与から 保険の対象 対象外レカス社員 基準日 R 7/11/30

※「R7年4月1日以後適用」は、2025年12月リリース以降に選択できます。

- ◆ 2025年12月リリースより前に12月支給済みの場合は、年末調整では4月支給～12月支給までの9ヶ月分の非課税限度額の差額を精算します。非課税限度額の変更は、翌年1月支給の明細書作成時に行います。
- ◆ 12月支給前で、12月の給与明細書を作成済みの場合は、『給与明細書入力』の「再作成」にて、「明細書作成対象」で「全社員」を選択し、その後「非課税限度額」を「R7年4月1日以後適用」に変更して、明細書を作成することで、改正後の非課税限度額が反映されます。

また、2026年4月には駐車場代が非課税限度額に追加されるなど、更なる改正が予定されています。そちらの改正内容は2026年3月にリリース予定です。

以上